

見 本

平成 31 年 1 月現在
源泉徴収税率
所得税 15.315%
住民税 5%

001-02 0012345

(123-456-0123456) A
平成 30 年分 特定口座年間取引報告書 (投資家交付用)

特定口座開設者	住所 (居所)	東京都〇〇区▲▲1-2-3	氏名	飛伊田 太郎	勘定の種類	① 保管・2 信用 ③ 配当			
前回提出時の住所又は居所	東京都〇〇区▲▲1-2-3	生年月日	明 大 45・06・12 昭 平	口座開設年月日	27・3・3	源泉徴収の選択	① 有・2 無		
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)	15.315%	千 円	0	株式等譲渡所得割額 (住民税)	5% 千 円 0	外国所得税の額	千 円
譲 渡 区 分		① 譲渡の対価の額 (収入金額)		② 取得費及び譲渡に要した費用の額等		③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)			
上 場 分		F 7 0 0 0 0 0 0 千 円		G 8 5 4 6 1 2 0 千 円		H - 1 5 4 6 1 2 0 千 円			
特定信用分									
合 計		7 0 0 0 0 0 0		8 5 4 6 1 2 0		- 1 5 4 6 1 2 0			
(配当等の額及び源泉徴収税額等)									
種 類	配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 税 額 (所 得 税)	配 当 割 額 (住 民 税)	特 別 分 配 金 の 額	外 国 所 得 税 の 額				
特定上場株式等の配当等	I 千 円	J 千 円	K 千 円	L					
④ 株式、出資又は基金									
⑤ 特定株式投資信託									
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)		15.315%	5%	非課税					
⑦ オープン型証券投資信託	2 5 1 3 5 2	3 8 4 9 4	1 2 5 6 7	1 1 5 1 3 5 千 円					
⑧ 国外株式、国外投資信託					千 円				
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	2 5 1 3 5 2	3 8 4 9 4	1 2 5 6 7	1 1 5 1 3 5					
上記以外のもの									
⑩ 公社債	千 円	千 円	千 円						
⑪ 社債的受益権									
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑬及び⑭以外)				千 円					
⑬ オープン型証券投資信託					千 円				
⑭ 国外株式、国外投資信託					千 円				
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)									
⑯ 譲渡損失の金額	M 1 5 4 6 1 2 0	「譲渡益」の場合は「0」、「譲渡損」の場合はその金額							
⑰ 差引金額 (⑨+⑮-⑯)	N 0	「譲渡損失の金額」と「配当金の額 (普通分配金・利金等)」を通算。マイナスの場合は「0 (ゼロ) = 課税対象額なし」。							
⑱ 納付税額	O 0	損益通算後の納付税額							
⑲ 還付税額 (⑨+⑮-⑱)	P 3 8 4 9 4	納付済の税額と比較し、超過した場合に還付される金額							
金融商品取引業者等	所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号		名称		PWM日本証券株式会社 本店		03-3561-4100	
						配当等交付状況は、別紙に記載しています。		法人番号 3 0 1 0 0 0 1 0 6 3 9 2 6	

※ 確定申告される場合は、国税局ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「所得税確定申告書作成コーナー」から確定申告書を作成することができます。(123-456-0123456)

A 口座番号 (顧客コード／お客様コード)
7桁の数字は、お客様の「口座番号 (顧客コード／お客様コード)」です。お問い合わせの際、お尋ねいたします。

B 勘定の種類
特定口座の「勘定の種類」に○がされています。

1 保管	特定保管勘定 (現物取引)
2 信用	特定信用取引等勘定 (信用取引等)
3 配当	特定上場株式配当等勘定 (配当金等の通算)

C 源泉徴収の選択
「源泉徴収あり」の場合は「1 有」に、「源泉徴収なし」の場合は「2 無」に○がされています。

D 源泉徴収税額 (所得税)
その年中の「譲渡益」について、源泉徴収された「所得税 (復興特別所得税を含む)」の額が記載されています。

E 株式等譲渡所得割額 (住民税)
その年中の「譲渡益」について、源泉徴収された「住民税」の額が記載されています。

F ① 譲渡の対価の額 (収入金額)
その年中に投資信託等を「売却・償還」されたときの受取金額です。

G ② 取得費及び譲渡に要した費用の額等
その年中に、売却・償還された投資信託等の取得時 (買付時) における手数料等の費用を含めた総取得金額です。

H ③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)
収入金額「F」と取得費及び譲渡に要した費用「G」との差額です。「プラス」は「譲渡利益」、「マイナス」は「譲渡損失」になります。

I 配当等の額
特定口座内に受け入れた利子・普通分配金の金額です。

J 源泉徴収税額 (所得税)
特定口座内に受け入れた利子・普通分配金「I」から源泉徴収された「所得税 (復興税を含む)」です。

K 配当割額 (住民税)
特定口座内に受け入れた利子・普通分配金「I」から源泉徴収された「住民税」です。

L 特別分配金の額
元本を下回る部分から支払われた分配金の合計額です。元本からの払戻金に相当するため「非課税」です。

M ⑯ 譲渡損失の金額
差引金額 (譲渡所得等の金額) 「H」の合計額が「マイナス (損失)」の場合、その金額を記載します。プラス (利益) の場合は「0 (ゼロ)」と記載します。

N ⑰ 差引金額 (⑨ + ⑮ - ⑯)
配当等の額「I」の合計から譲渡損失の金額「M」を引き損益通算、年間の課税対象額を記載します。損益通算し、「マイナス (損失)」となる場合は「0 (ゼロ)」となります。

O ⑱ 納付税額
損益通算の結果、⑰差引金額「N」に対する源泉徴収税額 (所得税・住民税の額) です。

P 還付税額 (⑨ + ⑮ - ⑱)
源泉徴収された税額が、実際に納付すべき税額「O」を超える金額です。お客様への返金額に相当します。